

相模原市監査委員公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年2月15日に実施した行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長及び教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年3月29日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

1 監査対象事務

基金の管理及び運用について

2 監査の日程

平成29年10月5日から平成30年2月15日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成30年3月26日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(1) 調定の未処理について</p> <p>基金に係る収入の調定について調査したところ、9基金において運用利息、寄附金等の積立てに係る基金会計の収入の調定が行われていなかった。また、3基金において利子収入に係る一般会計等の調定が行われていなかった。</p> <p>歳入の収入の方法については、法第231条に「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と規定されている。また、相模原市会計規則(平成4年規則第10号)第16条第1項において、歳入を徴収しようとするときは、「所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納付場所を調査決定(以下「調定」という。)し、調定書を作成しなければならない」と規定され、さらに基金に関しては、同規則第100条において、これを準用する旨が規定されている。</p> <p>調定は、具体的に所属年度や納入すべき金額などの必要事項を決定す</p>	<p>平成29年10月5日から平成30年2月15日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>基金の収入に係る調定処理の必要性については、平成30年2月27日付で総務部長・財務部長から「事務の適正な執行について(通知)」を発出し、全庁に周知を行いました。</p> <p>また、平成30年3月1日に基金の下半期の運用利息等の処理手続に係る事務連絡を財務課長から基金所管課に発出し、その際にも改めて基金会計における調定処理についても行うよう周知を行いました。</p> <p>周知を受けて、基金を所管する課においては、改めて関係法令等を遵守し、適正に事務を執行するよう確認を行いました。</p> <p>なお、下期運用利息等の積立に係る調定処理を3月中に行いました。</p> <p>今後につきましては、基金の収入に係る調定の手続きについて、関係法令等の確認を確実にを行い、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

る行為であり、収納の前提要件となるものである。今後は、基金の収入に係る調定の手続について、その重要性を認識するとともに、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

【シティセールス・親善交流課、財務課、文化振興課、地域福祉課、産業政策課、津久井地域経済課、交通政策課、津久井土木事務所】

(2) 財務事務における決裁責任者について

基金に係る財務事務の執行について調査したところ、5基金において利子収入等に係る一般会計の調定、基金への積立てに係る一般会計の支出命令及び基金の繰出等に係る基金会計の支出命令の際に、事務専決規程に定められている決裁責任者とは異なる決裁者により処理されている事例が見られた。

事務専決規程は、決裁責任の所在を明確にし、行政の能率的な運営を図ることを目的に、市長の権限の属する事務について、決裁責任者があらかじめ認められた範囲内で常時市長に代わって最終的に意思決定を行うことを規定したものである。

今後は、事務専決規程を十分に確認し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

【契約課、文化振興課、交通政策課、津久井土木事務所】

財務事務において、事務専決規程に定められている決裁責任者による適正な決裁処理の必要性については、平成30年2月27日付で総務部長・財務部長から「事務の適正な執行について（通知）」を発出し、全庁に周知を行いました。

また、平成30年3月1日に基金の下半期の運用利息等の処理手続に係る事務連絡を財務課長から基金所管課に発出し、その際にも改めて財務執行票に係る起案の際、事務専決規程をよく確認した上で決裁処理を行うよう周知を行いました。

周知を受けて、基金を所管する課においては、改めて関係法令等を遵守し、適正に事務を執行するよう確認を行いました。

なお、基金に係る財務事務の執行については、3月中に行いました。

今後につきましては、事務専決規程に定められている決裁責任者による決裁処理手続きについて、関係法令等の確認を確実にし、適正な事務の執行に努めてまいります。

1 監査対象事務

基金の管理及び運用について

2 監査の日程

平成29年10月5日から平成30年2月15日まで

3 措置に係る通知日

教育委員会から通知があった日 平成30年3月26日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(1) 調定の未処理について</p> <p>基金に係る収入の調定について調査したところ、9基金において運用利息、寄附金等の積立てに係る基金会計の収入の調定が行われていなかった。また、3基金において利子収入に係る一般会計等の調定が行われていなかった。</p> <p>歳入の収入の方法については、法第231条に「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と規定されている。また、相模原市会計規則(平成4年規則第10号)第16条第1項において、歳入を徴収しようとするときは、「所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納付場所を調査決定(以下「調定」という。)し、調定書を作成しなければならない」と規定され、さらに基金に関しては、同規則第100条において、これを準用する旨が規定されている。</p> <p>調定は、具体的に所属年度や納入すべき金額などの必要事項を決定す</p>	<p>平成29年10月5日から平成30年2月15日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>基金の収入に係る調定処理の必要性については、平成30年2月27日付で総務部長・財務部長から「事務の適正な執行について(通知)」を发出され、全庁に周知されました。</p> <p>また、平成30年3月1日に基金の下半期の運用利息等の処理手続に係る事務連絡が財務課長から基金所管課に发出され、その際にも改めて基金会計における調定処理についても行うよう周知されました。</p> <p>周知を受けて、学務課においては、改めて関係法令等を遵守し、適正に事務を執行するよう確認を行いました。</p> <p>なお、下期運用利息等の積立に係る調定処理を3月中に行いました。</p> <p>今後につきましては、基金の収入に係る調定の手続きについて、関係法令等の確認を確実にを行い、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

る行為であり、収納の前提要件となるものである。今後は、基金の収入に係る調定の手続について、その重要性を認識するとともに、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

【学務課】

(2) 財務事務における決裁責任者について

基金に係る財務事務の執行について調査したところ、5基金において利子収入等に係る一般会計の調定、基金への積立てに係る一般会計の支出命令及び基金の繰出等に係る基金会計の支出命令の際に、事務専決規程に定められている決裁責任者とは異なる決裁者により処理されている事例が見られた。

事務専決規程は、決裁責任の所在を明確にし、行政の能率的な運営を図ることを目的に、市長の権限の属する事務について、決裁責任者があらかじめ認められた範囲内で常時市長に代わって最終的に意思決定を行うことを規定したものである。

今後は、事務専決規程を十分に確認し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

【学務課】

財務事務において、事務専決規程に定められている決裁責任者による適正な決裁処理の必要性については、平成30年2月27日付で総務部長・財務部長から「事務の適正な執行について（通知）」を発出され、全庁に周知されました。

また、平成30年3月1日に基金の下半期の運用利息等の処理手続に係る事務連絡が財務課長から基金所管課に発出され、その際にも改めて財務執行票に係る起案の際、事務専決規程をよく確認した上で決裁処理を行うよう周知されました。

周知を受けて、学務課においては、改めて関係法令等を遵守し、適正に事務を執行するよう確認を行いました。

なお、基金に係る財務事務の執行については、3月中に行いました。

今後につきましては、事務専決規程に定められている決裁責任者による決裁処理手続きについて、関係法令等の確認を確実にし、適正な事務の執行に努めてまいります。